

令和2年4月16日

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う  
保険金の倍額支払のお取り扱い

このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険金のお支払いにかかる対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 「保険金の倍額支払」のお支払いについて

ご加入いただいている保険契約の被保険者さまが不慮の事故などにより突発的にお亡くなりになられた場合は、ご遺族の方々が被る影響が大きいことを踏まえ、死亡保険金に加えて、約款に定めた保険金額をお支払いする「保険金の倍額支払」の制度を設けています。

この度、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合も、死亡保険金に加えて「保険金の倍額支払」の対象として、保険金をお支払いすることといたします。

<参考：保険金の倍額支払（倍額保障）>

ご加入（契約日）から1年6か月を経過後、支払の要件に該当したときに、死亡保険金に加えて、約款に定めた保険金額をお支払いするものです。

2 対象のお客さま

かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約のご契約関係者さま

※このお知らせ以前に、被保険者さまが新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合でも、「保険金の倍額支払」のお支払い対象といたします。

※ご契約いただいている保険種類によっては、「保険金の倍額支払」の対象とならない場合がございます。また、ご加入（契約日）から1年6か月を経過前にお亡くなりになられた場合も「保険金の倍額支払」のお支払い対象とはなりません。

※詳しくは、「かんぽコールセンター（0120-552-950）」、「ご高齢のお客さま専用コールセンター（0120-744-552）」、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店のいずれかにお問い合わせください。